

29宗福第2700号  
平成30年3月16日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様  
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 谷井 博美  
(健康福祉部福祉課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成30年3月7日付29宗監第226号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（福祉課）

定期監査実施日：平成29年3月29日

監査対象年度：平成28年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）生活保護費返還金・徴収金に関する事蹟について                      収納した返還金額に誤りはないが、返還金の決定通知に記載している返還金額を誤っているものがあるので、適正に事務処理されたい。</p> <p>（2）補装具費支給費に関する事蹟について                      平成27年10月1日に補装具費の支給を決定した案件において、平成28年8月22日にその決定を取消すとともに、当初の申請書類をもとに再度、支給を決定しているので、適正に事務処理されたい。</p> <p>（3）補装具費の代理受領に係わる協定書に関する事蹟について                      ア 宗像市障害者等補装具費の代理受領に関する補装具業者の登録等に関する要綱第4条では、補装具業者登録申請書には、法人市民税納税証明書を添付すると規定されているが、法人税の納税証明書を添付しているものが2件、代表者の納税証明書を添付しているものが1件あるので、書類受領時の確認を徹底されたい。                      イ 補装具業者登録申請書には、申請日前3ヶ月以内に発行された登記簿謄本及び法人市民税納税証明書の添付を求めているが、申請日前3ヶ月を超えたものをそれぞれ受領している案件があるので、書類受領時の確認を徹底されたい。                      ウ 事業者と協定を締結することを何う起案文書において、決裁日と協定書に記載された締結日が整合しないものが2件</p>	<p>（1）生活保護費返還金・徴収金に関する事蹟について                      定期監査の指摘後、生活保護費返還金等の債権管理に係る適正な事務処理のため、金額の突合点検を徹底しています。</p> <p>（2）補装具費支給費に関する事蹟について                      定期監査の指摘後、補装具費の支給決定について、支給内容の取消しが必要な場合は、支給決定した年度末までに行い、再支給については、改めて申請者に申請書類の提出を求めています。</p> <p>（3）補装具費の代理受領に係わる協定書に関する事蹟について                      ア 協定書に添付する書類については、確認のためのチェックリストの見直しを行い、これまで以上に確認を徹底し、適正に事務処理を行っています。                      イ 協定書に添付する書類については、確認のためのチェックリストの見直しを行い、これまで以上に確認を徹底し、適正に事務処理を行っています。                      ウ 前述のチェックリストなどに締結日を確認する項目を加え、これまで以上に確認を徹底し、適正に事務処理を行って</p>

あるので、適正に事務処理されたい。

(4) 福祉タクシー料金助成事業に関する事蹟について

宗像市福祉タクシー料金助成事業事務取扱要領第4条第3項第2号では、「年度中途に新たに手帳を取得し、利用券の交付対象となった者は、申請日の属する月から交付する年度の末月までの月数に4枚を乗じた枚数を交付する。」と定めているが、交付申請された月と交付枚数が整合しないものが散見されるので、適正に事務処理されたい。

います。

(4) 福祉タクシー料金助成事業に関する事蹟について

宗像市福祉タクシー料金助成事業事務取扱要領について検討し、第4条第3項第2号を「年度中途に新たに手帳を取得し、利用券の交付対象となった者は、手帳交付日の属する月から交付する年度の末月までの月数に4枚を乗じた枚数を交付する。」と改め、適正に事務処理を行っています。